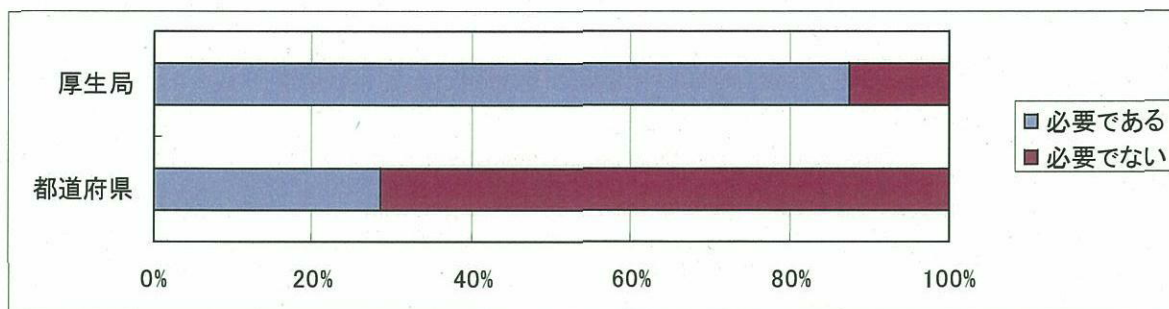


(3) 厚生局と都道府県との連携について

養成施設の指導について、「連携が必要である」厚生局は7件（87.5%）、都道府県は6件（26.6%）となっている。



なお、連携が必要である理由は以下のとおりとなっている。

厚生局	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の変更、建物構造の変更は都道府県知事への届出であり、厚生局では承知できないことから何らかの連携は必要 ○ 地元都道府県との情報交換等は必要と思われる ○ 指導内容に濃淡、格差ができてしまい、同一の指導ができない ○ 各地域の事情等を踏まえた詳細な養成施設の状況は各都道府県が把握しており、投書等による問題が生じた場合、厚生局のみでは対応が困難 ○ 地域の事情等の情報入手のためにも連携はかかせない ○ 都道府県としても養成施設の状況を把握しておく必要があると考える 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理美容所の指導に当たり、養成施設の状況を把握しておくため ○ 養成施設に関する苦情等、必要な時の情報提供・交換 ○ 都道府県認可の法人が多いため、養成施設の管理運営と公益法人の指導の内容に関連するため ○ 届出及び報告事務があるため

また、連携が必要でない理由は以下のとおりとなっている。

厚生局	都道府県
(無回答)	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべて厚生局が行うのであれば連携は不要 ○ 一元的に実施されるのであれば連携は不要だが、これまでと同規模の指導調査が実施され、養成施設への指導の水準を維持向上させることが必要 ○ 特に問題は生じない ○ 情報の提供及び交換は必要 ○ 指導部局が複数あると混乱する ○ 窓口は1本に統一し、事務の簡略化を図るべき ○ 国が全国一律の基準で指導することが適当 ○ 現行法では、国と地方の責務が曖昧